

一般社団法人地方創生支援機構定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人地方創生支援機構と称し、略称ではR B B、並びに英文では、Regional Business Bureau と表示する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都八王子市に置く。

2 この法人は、社員総会の決議によって従たる事務所を必要な場所に設置することができる

(目的及び事業)

第3条 当法人は主として、地方創生・地域振興促進に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

- (1) 学術及び科学技術の振興を目的とする事業
- (2) 文化及び芸術の振興を目的とする事業
- (3) 高齢者の福祉の増進を目的とする事業
- (4) 勤労意欲のある者に対する就労の支援を目的とする事業
- (5) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (6) 勤労者の福祉の向上を目的とする事業
- (7) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与し、又は豊かな人間性を涵養することを目的とする事業
- (8) 国際相互理解の促進及び開発途上にある海外の地域に対する経済協力を目的とする事業
- (9) 地域社会の健全な発展を目的とする事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公益に関する事業として政令で定めるもの
- (11) 前各号に附帯する一切の事業

(機関の構成)

第4条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事のほかに、理事会及び監事会を置かない。

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(基金の総額)

第6条 当法人の基金の総額（代替基金を含む）は、金500万円とする。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第7条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第8条 基金の拠出者に返還する基金の総額については、定時社員総会における決議を経た後、代表理事が決定したところに従って返還する。

第2章 社員

(社員となる資格)

第9条 社員は、代表理事が承認した者とする。

(入会)

第10条 当法人は成立後社員となるには、入会申込書により申込み、代表理事の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第11条 社員は、会費を払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。
本条の会費は、「一般社団法人及び一般社団法人に関する法律」（以下「一般法人法」という。）第27条の経費とする。
2 社員は、社員総会において別に定める入会金を納入しなければならない。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所ならびに基金の拠出額を記載した名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。社員名簿をもって一般法人法上の名簿とする。
2 当法人の社員に対する通知又は催告は、名簿に記載した住所又は社員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

(退会)

第13条 社員は、次に掲げる事由によって退会する

(1) 社員本人の申し出。ただし、退会の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(2) 死亡

(3) 除名

2 社員の除名は、正当な事由があるときに限り社員総会の決議によってすることができる。この場合は、一般法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章 社員総会

(社員総会の招集)

第14条 当法人が定める定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から2か月以内に招集し、臨時社員総会は必要に応じて随時招集する。

2 定時社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれを招集する。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の理事がこれを招集する。

3 社員総会を招集するには、書面投票又は電子投票を認める場合を除き、会日の3日前までに、各社員に対して書面又は電磁的方法で招集通知を発するものとする。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順序により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議)

第16条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって、これを決する。

2 やむを得ない理由により社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は電子メールをもって議決権を行使することができる。

3 前項の規定により議決権を行使した社員は、社員総会に出席したものとみなす。

4 各社員は、各1個の議決権を有する。

(議決権の代理行使)

第17条 社員は、当法人の社員を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(決議及び報告の省略)

第18条 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

2 理事又は社員が社員総会の目的である事項について提案をした場合において、当該事項を社員総会に報告することを要しないことにつき社員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした場合には、当該事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名をし、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 理事

(員数)

第20条 当法人に理事3名以上を置く。

(資格)

第21条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選出する。ただし、必要があるときは、議決権を行使することができる社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選出することを妨げない。

(選任方法)

第22条 当法人の理事の選任は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、社員総会に出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他特別の関係にあるものの合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(任期)

第23条 当法人の理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した役員の前任者としての任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選出された理事の任期は、他の在任役員の前任者としての任期の残存期間と同一とする。

(代表理事及び役付理事)

第24条 当法人は、理事が複数のときは、理事の互選により、理事の中から代表理事1名を選出し、その代表理事(理事長)を最高経営責任者とする。理事が1名のときは、その者が最高経営責任者となる

- 2 当法人は、理事の中から最高経営責任者のほか、最高執行責任者、最高情報責任者、最高技術責任者、最高総務責任者、及び常任理事若干名を置くことができる。
- 3 最高経営責任者は、当法人を代表し当法人の業務を執行する。最高執行責任者は最高経営責任者を補佐する。最高経営責任者に事故あるときはその職務を代行し、最高経営責任者が欠けたときはその職務を行う。
- 4 常任理事は、その業務を分担執行する。

(理事の報酬)

第25条 理事の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、それぞれ社員総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第26条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の一部免除又は限定)

第27条 当法人は、一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、社員総会の特別決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 計算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月末日とする。

(事業計画及び収支予算)

第29条 当法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第30条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第1号から第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第5号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

- 2 前項の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(剰余金の不分配)

第31条 当法人は、剰余金の配当は行わないものとする。

(残余財産の分配)

第32条 当法人は解散したとき、その残余財産を次のいずれかの者に帰属させる。

- (1) 国若しくは地方公共団体
- (2) 当法人と類似する事業を目的とする公益社団法人又は公益財団法人

第6章 定款の変更

(定款の変更)

第33条 この定款は、社員総会における、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

(解散)

第34条 当法人は、次の事由が生じたとき、解散する。

- (1) 社員総会の決議
- (2) 社員が欠けたとき
- (3) 合併（合併により当法人が消滅する場合に限る。）
- (4) 破産手続き開始の決定
- (5) その他法令で定める事由

第7章 附 則

(最初の事業年度)

第35条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人の成立の日から平成31年4月末日までとする。

(設立時の役員)

第36条 当法人の設立時の役員は次のとおりである。

設立時理事	長沼 啓司
設立時理事	岩田 清美
設立時理事	Dang Duc Chinh
設立時代表理事	長沼 啓司

(設立時の社員の氏名及び住所)

第37条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は次のとおりである。

東京都府中市南町2丁目21番地の13	長沼 啓司
東京都世田谷区経堂4丁目10番19-411号	岩田 清美
東京都八王子市八木町3番15-204号	Dang Duc Chinh
東京都豊島区高田2丁目2番3号リバーストンビル 201号	韓 名頡

(法令の準拠)

第38条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法及び一般社団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人地方創生支援機構設立のため、この定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

平成30年5月11日

一般社団法人地方創生支援機構

設立時社員 長沼 啓司 (印)

設立時社員 岩田 清美 (印)

設立時社員 Dang Duc Chinh (印)

設立時社員 韓 名頡 (印)